

令和 4 年

舞鶴市議会 3 月定例会議案

第 1 号議案～第 28 号議案

令和 4 年 2 月 24 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 1 号議案	令和 4 年度 舞鶴市一般会計予算	別 冊
第 2 号議案	令和 4 年度 舞鶴市水道事業会計予算	〃
第 3 号議案	令和 4 年度 舞鶴市下水道事業会計予算	〃
第 4 号議案	令和 4 年度 舞鶴市病院事業会計予算	〃
第 5 号議案	令和 4 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計予算	〃
第 6 号議案	令和 4 年度 舞鶴市貯木事業会計予算	〃
第 7 号議案	令和 4 年度 舞鶴市駐車場事業会計予算	〃
第 8 号議案	令和 4 年度 舞鶴市介護保険事業会計予算	〃
第 9 号議案	令和 4 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計予算	〃
第 10 号議案	舞鶴市吏員退隠料其他給与金条例の一部を改正する条例制定について	1
第 11 号議案	舞鶴市の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について	2
第 12 号議案	舞鶴市職員の給与に関する条例及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	3
第 13 号議案	舞鶴市消防団条例の一部を改正する条例制定について	5
第 14 号議案	舞鶴市旅費条例の一部を改正する条例制定について	7

第 15 号議案	舞鶴市防災会議条例の一部を改正する条例制定について	8
第 16 号議案	舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	9
第 17 号議案	舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	11
第 18 号議案	河守基金条例の一部を改正する条例制定について	12
第 19 号議案	舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	13
第 20 号議案	舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例制定について	15
第 21 号議案	舞鶴市行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定について	16
第 22 号議案	舞鶴市社会福祉法人の助成に関する条例制定について	18
第 23 号議案	舞鶴市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例制定について	20
第 24 号議案	舞鶴市図書館基本計画審議会条例制定について	22
第 25 号議案	舞鶴市土地開発公社定款の変更について	24
第 26 号議案	令和 3 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 13 号)	別 冊
第 27 号議案	令和 3 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 14 号)	〃
第 28 号議案	令和 3 年度 舞鶴市下水道事業会計補正予算(第 1 号)	〃

第 10 号議案

舞鶴市吏員退隠料其他給与金条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市吏員退隠料其他給与金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市吏員退隠料其他給与金条例の一部を改正する条例

舞鶴市吏員退隠料其他給与金条例(昭和 19 年条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項ただし書を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に担保に供されている退隠料、通算退職年金又は遺族扶助料を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

提案理由

株式会社日本政策金融公庫における退隠料等を担保とした貸付けの廃止に伴い、退隠料等を受ける権利に関する担保の特例を削除したいので提案する。

第 11 号議案

舞鶴市の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市の職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和 26 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書に署名し、これを任命権者(府費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和 23 年法律第 135 号)第 1 条に規定する職員をいう。)にあっては、舞鶴市教育委員会。以下同じ。)に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における押印等の見直しに伴い、サービスの宣誓に係る宣誓書において新たに職員となった者に義務付けていた押印を不要とする等所要の改正を行いたいので提案する。

第 12 号議案

舞鶴市職員の給与に関する条例及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の給与に関する条例及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市職員の給与に関する条例及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(舞鶴市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 30 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 67.5」に改める。

(舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 2 条 舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 26 年条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の舞鶴市職

員の給与に関する条例第30条第2項(同条第3項又は第2条の規定による改正後の舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び舞鶴市職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第30条第4項から第6項まで(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)第17条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第34条の2第1項から第4項まで、第6項若しくは第8項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第1号に規定する
特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 72.5分の10

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

提案理由

国家公務員の給与改定に係る状況に鑑み、一般職職員に支給する期末手当の支給割合を改めたいので提案する。

第 13 号議案

舞鶴市消防団条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市消防団条例の一部を改正する条例

舞鶴市消防団条例(昭和 26 年条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条の見出し中「及び手当」を削り、同条第 1 項中「報酬及び別表第 3 に定める手当」を「年額報酬、出動報酬及び機械整備報酬」に改め、同項ただし書中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条第 2 項中「報酬の」を「年額報酬の」に改める。

第 13 条中「別表第 4」を「別表第 3」に改める。

第 15 条第 1 項中「別表第 5」を「別表第 4」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2(第 12 条関係)

種別	区分	報酬額
年額報酬	団長	72,000 円
	副団長	45,500 円
	部長	37,000 円
	班長	37,000 円
	団員	36,500 円
出動報酬	火災出動	2 時間以内の出動 1 回につき 2,000 円
	水防出動	

	救助出動	2 時間を超える出動 1 回につき 2,000 円に 2 時間を超える 1 時間までごとに 1,000 円を加えた額
	警戒出動	1 回につき 2,000 円
	警備出動	1 回につき 1,000 円
	訓練出動	
機械整備報酬	消防ポンプ自動車	1 台につき 年額 18,000 円
	小型動力ポンプ付積載車	
	搬送車(小型動力ポンプ用)	1 台につき 年額 7,200 円
	小型動力ポンプ	1 台につき 年額 10,800 円

別表第 3 を削り、別表第 4 を別表第 3 とし、別表第 5 を別表第 4 とする。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

消防団員の処遇改善を図るため、報酬の額を改める等所要の改正を行いたいの
で提案する。

第 14 号議案

舞鶴市旅費条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市旅費条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市旅費条例の一部を改正する条例

舞鶴市旅費条例(昭和 26 年条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 項第 6 号中「ほか、座席指定料金」の右に「。ただし、全ての客車において座席指定料金を徴する線路による旅行の場合には、特命によることなく、座席指定料金を支給する。」を加え、同表第 3 項中「さん橋賃」を「栈橋賃」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

効率的な事務の執行を図るため、鉄道賃について、全ての客車において座席指定料金を徴する線路による旅行の場合には、特命によることなく、座席指定料金を支給することとしたいので提案する。

第 15 号議案

舞鶴市防災会議条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市防災会議条例の一部を改正する条例

舞鶴市防災会議条例(昭和 38 年条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「舞鶴市地域防災計画」を「地域防災計画及び水防計画」に、「及び」を「並びに」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(舞鶴市水防協議会条例の廃止)

2 舞鶴市水防協議会条例(平成 12 年条例第 15 号)は、廃止する。

提案理由

地域防災計画及び水防計画の作成等に係る事務の一体化を図るため、舞鶴市防災会議の所掌事務に水防計画の作成等に係る事務を追加したいので提案する。

第 16 号議案

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(昭和 40 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

附則第 13 項中「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで」に改める。

(舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(平成 27 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

附則第 6 項中「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例附則第13項の改正規定及び第2条中舞鶴市教育長の給与等に関する条例附則第6項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。
(令和4年6月に支給する市長及び副市長の期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月の市長及び副市長の期末手当の支給についての第1条の規定による改正後の舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例第4条の規定の適用については、同条第2項中「100分の15」とあるのは、「100分の15」と、舞鶴市職員の給与に関する条例及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第 号)附則第2項第1号ア中「127.5分の15」とあるのは「167.5分の10」とする。
(令和4年6月に支給する教育長の期末手当に関する特例措置)
- 3 令和4年6月の教育長の期末手当の支給についての第2条の規定による改正後の舞鶴市教育長の給与等に関する条例第4条の規定の適用については、同条第2項中「100分の15」とあるのは、「100分の15」と、舞鶴市職員の給与に関する条例及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第 号)附則第2項第1号ア中「127.5分の15」とあるのは「167.5分の10」とする。
(委任)
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

提案理由

国家公務員の給与改定に係る状況に鑑み、市長、副市長及び教育長に支給する期末手当の支給割合を改めるとともに、令和3年度において実施していた期末手当の特例措置を令和4年度においても実施したいので提案する。

第 17 号議案

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

提案理由

株式会社日本政策金融公庫における傷病補償年金等を担保とした貸付けの廃止に伴い、傷病補償年金等を受ける権利に関する担保の特例を削除したいので提案する。

第 18 号議案

河守基金条例の一部を改正する条例制定について

河守基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

河守基金条例の一部を改正する条例

河守基金条例(昭和 51 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条中「の各号」を削る。

第 5 条中「公益事業」の右に「及び基金に属する財産の維持管理」を加える。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

河守基金から生ずる収益を当該基金に属する財産の維持管理のために使用できるようにするため、運用益金の処理の方法を改めたいので提案する。

第 19 号議案

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第 23 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第 27 条を第 29 条とし、第 26 条の次に次の 2 条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第 27 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 28 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次

に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

国の非常勤職員における取扱いに準じ、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 20 号議案

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例(平成 15 年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号クを削り、同条第 5 号に次のように加える。

キ 生活相談に関すること。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

効果的かつ効率的な組織運営を行うため、部の分掌事務を改めたいので提案する。

第 21 号議案

舞鶴市行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

舞鶴市行政財産使用料条例(平成 4 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「場合は、」の右に「使用料を納入すべき期限を別に指定し、又は」を加える。

別表備考 1 に次の 1 号を加える。

- (4) 遊覧船の旅客の乗降の用に供するために護岸及びその周辺の土地を使用する場合の使用料については、この表の定めにかかわらず、遊覧船の運航 1 便につき当該遊覧船の総トン数 1 トン当たり、3.6 円とする。

別表備考 2 第 1 号中「若しくは長さ」を「、長さ若しくは重さ」に、「若しくは 1 メートル未満」を「、1 メートル未満若しくは 1 トン未満」に、「又は 1 メートル」を「、1 メートル又は 1 トン」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

北吸埋立護岸に遊覧船の係留設備を整備したことに伴い、遊覧船の事業者から適正な負担を求めることとし、遊覧船の旅客の乗降の用に供するために護岸及びその周辺の土地を使用する場合の使用料の特例措置を定める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 22 号議案

舞鶴市社会福祉法人の助成に関する条例制定について

舞鶴市社会福祉法人の助成に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市社会福祉法人の助成に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 58 条第 1 項の規定による社会福祉法人に対する助成について、必要な事項を定めるものとする。

(助成)

第 2 条 市長は、必要があると認めるときは、社会福祉法人に対し、予算の範囲内において助成を行うことができる。

(申請手続)

第 3 条 社会福祉法人が助成を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 助成を受ける事業の計画書及びこれに伴う収支予算書
- (3) 財産目録及び貸借対照表
- (4) 定款
- (5) 法人の行う事業の概要
- (6) 役員名簿
- (7) その他市長が必要と認める書類

(使用制限等)

第 4 条 助成を受けた社会福祉法人は、助成に係る補助金、貸付金その他の財産を助成の目的以外の用途に使用してはならない。

2 市長は、助成を受けた社会福祉法人が前項の規定に違反したときは、助成を取り消し、又は補助金、貸付金その他の財産の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

社会福祉法の規定に基づき、社会福祉法人に対する助成について必要な事項を定めたいので提案する。

第 23 号議案

舞鶴市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例
舞鶴市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例(平成 29 年条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定に基づく指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所」を「次に掲げる事業所又は施設」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定に基づく指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)の規定に基づく指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設及び地域生活支援事業を行う事業所
- (3) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の規定に基づく指定障害児通所支援事業所

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際既に養成施設等を卒業した者に係る修学資金の返還の免除については、この条例による改正後の舞鶴市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

介護に従事する人材の更なる充実を図るため、修学資金の貸与及び返還免除の要件である業務に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定に基づく事業所等において行われる介護等の業務を追加したいので提案する。

第 24 号議案

舞鶴市図書館基本計画審議会条例制定について

舞鶴市図書館基本計画審議会条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市図書館基本計画審議会条例

(設置)

第 1 条 本市における図書館基本計画(舞鶴市立図書館の整備に関する基本的な計画をいう。以下同じ。)に関する事項を調査し、及び審議するため、舞鶴市図書館基本計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、図書館基本計画の策定、実施その他必要な事項について調査し、及び審議するとともに、その結果を答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様と

する。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民文化環境部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議及び委員の任期満了後最初に開かれる審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

提案理由

本市の図書館基本計画に関する事項を調査し、及び審議するため、舞鶴市図書館基本計画審議会を設置することとし、その組織、運営等の必要な事項を定めたので提案する。

第 25 号議案

舞鶴市土地開発公社定款の変更について

下記のとおり舞鶴市土地開発公社定款の変更について、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)第 14 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

舞鶴市土地開発公社定款(昭和 48 年 8 月 1 日施行)を次のように変更し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第 6 条第 1 号中「専務理事 1 名」を削る。

第 7 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

第 8 条第 3 項中「及び専務理事」を削る。

第 13 条中「専務理事及び」を削る。

提案理由

舞鶴市土地開発公社における業務運営等の見直しに伴い、専務理事を廃止したいので提案する。

参 考

公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号) 抜 粋

(定款)

第 14 条 (第 1 項 略)

2 定款の変更(政令で定める事項に係るものを除く。)は、設立団体の議会の議決を経て第 10 条第 2 項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。